

議案第57号

兵庫県市町交通災害共済組合同規約の一部変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、兵庫県市町交通災害共済組合同規約の一部を次のとおり変更することについて協議するため、同法第290条の規定により、議会の議決を求める。

令和3年8月31日提出

朝来市長 藤 岡 勇

提案理由要旨

兵庫県市町交通災害共済組合が令和3年度末をもって解散した場合における事務の承継先及び決算審査について定めるため、規約第14条を加えるものです。

兵庫県市町交通災害共済組合同規約の一部を変更する規約

兵庫県市町交通災害共済組合同規約（昭和 43 年兵庫県指令地第 1419 号許可）の一部を次のように変更する。

第 13 条の次に次の 1 条を加える。

（解散した場合の事務の承継及び決算審査）

第 14 条 組合が解散した場合には、佐用町がその事務を承継する。

2 前項の場合において、組合の管理者が調製した決算については、佐用町の監査委員が審査を行い、その意見を付けて佐用町の議会の認定に付すものとする。

附 則

この規約は、兵庫県知事の許可のあった日から施行する。

議案第57号資料

兵庫県市町交通災害共済組合同規約新旧対照表

現 行	改 正 案
第13条 (略) (新規)	第13条 (略) (解散した場合の事務の承継及び決算審査) 第14条 組合が解散した場合においては、 佐用町がその事務を承継する。 2 前項の場合において、組合の管理者が 調製した決算については、佐用町の監査 委員が審査を行い、その意見を付けて佐 用町の議会の認定に付すものとする。